

令和 7 年度一般選抜合否判定基準

沖縄県立向陽高等学校

1. 各学科の一般選抜募集人員と通学区域

学科	募集人員	通学区域
国際文科	80 名から特色選抜合格者を除いた数	県全域
理数科	80 名から特色選抜合格者を除いた数	県全域
普通科	80 名から特色選抜合格者を除いた数	①島尻学区（豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町） ②通学区域外に関しては、特色選抜合格者も含め、募集定員の 10%（8 人）以内

2. 出願資格

次の(1)～(3)の 1 つに該当すること。

- (1) 中学校を令和 7 年 3 月に卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

3. 判定材料

判定は、全学科共通で、調査書（第 4 号様式）、学力検査及び面接の結果をもとに、総合的に行う。その際、判定材料の結果を以下の(1)～(3)のとおり扱う。

- (1) 学力検査点は、各教科 60 点とする。（合計 300 点満点）
- (2) 内申点と学力検査点との比重は「4：6」とする。
- (3) 面接は受検者全員に行う。

＊特色選抜において、本校を受検した志願者は一般選抜の面接は免除する。

4. 調査書等の審査

(1) 内申点の算出

3 カ年の評定の合計点を算出する。その際、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の 4 教科については、それぞれ補正係数 1.5 をかけて評定合計を補正する。

（165 点満点）

- (2) 「審議事項」を審査する。審議事項に該当する者とは、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 3 カ年を通して「無断欠席」が 6 日以上ある者
- ② 3 カ年を通して教科の評定に「1」がある者
- ③ 問題行動の記載がある者

- (3) 「参考事項」を審査する。参考事項に該当する者とは、次の①に該当する者とする。参考事項については、該当する志願者の不利益にならない様に、判定において可能な限り配慮する。

① 帰国子女等

※ 但し、帰国子女とは、「海外または日本国主権の及ばない地域において、継続して1年以上教育を受けた者で、かつ、志願時点で帰国後2年以内の者」をいう。

(4) その他

志願者から長欠等で自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

5. 判定方法（各学科共通）

(1) 審議の順序

学科ごとの審議の順序は、受検倍率および平均点を考慮して決定する。

(2) 各圏の設定

各圏の設定は、次の手順によるものとする。

① 「参考事項」該当者を確認する。

② 補正した内申点と学力検査点の合計を算出し、得点の高い順に並べる。

③ 募集人員の80%程度をA圏に設定する。

※ 但し、志願者数が募集人員に満たない場合は、志願者数の80%程度をA圏とする。

④ A圏のうち、「審議事項」該当者をA'圏に移す。

⑤ 次のアに該当する者をB圏に設定する。

ア 募集人員の110%程度の枠から、A圏、A'圏を除いた者をB圏とする。但し、志願者数が募集人員に満たない場合は、募集人員の110%程度の枠にこだわらず、全職員の協議でB圏を設定する。

⑥ B圏のうち「審議事項」該当者をB'圏に移す。

⑦ A圏、A'圏、B圏、B'圏に含まれない者をC圏とする。

(3) 第二志望の取り扱いについて

第二志望の志願者は、A圏およびA'圏に設定しない。

(4) 判定の手順

判定の手順は、次の通りとする。

但し、各圏の審査において、次の2点に留意する。

留意点1…「参考事項」該当者については慎重に審議する。

留意点2… 普通科については、通学区域外志願者の合格者（特色選抜含む）が、募集定員の10%（8人）を超えないようにする。※

※但し、学区内から入学志願者の数が募集定員の90%に満たない場合はその限りではない。

（沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 第3条の2）

- ① 第一審査……… A 圏の審査
- ② 第二審査……… A' 圏の審査
- ③ 第三審査……… B 圏、B' 圏の審査
- ④ 第四審査……… C 圏の審査
- ⑤ 第五審査……… 第四審査までで、合否が確定していない者の審査

(判定のイメージ)

